

国際ロータリー第2580地区危機管理委員会規程

(名 称)

第1条 本委員会は、国際ロータリー第2580地区危機管理委員会と称する。

(設立趣旨)

第2条 本委員会が管理対象とする「危機」は、国際ロータリー第2580地区（以下、単に「地区」という。）、地区内のロータリークラブもしくはローターアクトクラブ（以下「各クラブ」という。）またはロータリアン、ローターアクターもしくはインターアクター（以下「各会員」という。）に生じうる、交通・自然災害、身体的・性的・精神的侵害、虐待（ハラスメント）、個人情報漏えいまたはこれらに準ずる好ましくない事態とする（これらに準じるものではない各クラブ間または各会員間の不和・トラブル等は対象外とする。）。

(事 務 所)

第3条 本委員会の事務所は、地区ガバナー事務所に置く。

(業 務)

第4条 本委員会は、危機に速やかに対処するため、地区ガバナーの委託に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 危機防止または危機発生時の対処に関する研究、研修もしくはマニュアルの作成
- (2) 危機防止または危機発生時の対処に関する啓蒙・啓発活動
- (3) 危機発生時の事実・原因等に関する調査、対処方法または再発防止策等の協議・決定
- (4) その他危機防止または危機発生時の対処に関する必要な業務

(委 員)

第5条 本委員会の委員は、以下の者とし、該当年度の地区ガバナーが委員長を任命する。

- (1) 地区パスト・ガバナー
- (2) 地区ガバナー・エレクト
- (3) 地区ガバナー・ノミネー
- (4) 次の地区委員会委員長

- ①青少年奉仕委員会
- ②インターアクト委員会
- ③ローターアクト委員会
- ④青少年交換委員会
- ⑤RYLA 委員会
- ⑥ロータリー財団委員会
- ⑦米山奨学委員会

- (5) 地区ガバナーが指名するロータリアン以外の外部有識者2名以上

ただし、前各号の委員に女性、医師および弁護士各1名以上が含まれず、あるいは含まれなくなった時は、その含まれない者を(5)の委員として追加するものとする。

2 委員の任期は1年とし、再任することができる。

(危機事案の報告)

第6条 第2条の危機に該当する疑いがある事案が発生した場合、地区委員会、地区内各クラブまたは各会員は、ガバナー事務所を通じるなどして、速やかに危機管理委員会に

報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった事案が法令上通告等の義務がある場合はこれに従うほか、本委員会において合理的な根拠をもって報告された内容が犯罪に該当する疑いがあると認めるときは、国際ロータリーの方針（ゼロ容認方針）に則り、原則として地区ガバナーは委員長及び弁護士資格を有する委員と協議の上、適時に刑事当局に対する手続きを行うものとする。
- 3 第1項の報告が青少年に対する虐待やハラスメントの申立てによるものであった場合、委員長は速やかに地区ガバナーと協議し、地区ガバナーは、ロータリー章典（2.120.2）所定の72時間ルールに従って国際ロータリーに報告するものとする。
- 4 前項の報告をした場合、危機委員会において同報告に関する対応が終了した後、速やかに、委員長は地区ガバナーに対し、同報告後の手続き、調査結果および講じた措置を報告し、地区ガバナーはこれを国際ロータリーに報告するものとする。

（委員会会議）

第7条 本委員会の運営に関する最終決定は、本委員会会議が行う。

- 2 本委員会会議は、全委員を構成員とし、必要に応じて委員長が招集し、開催する（WEB会議可）。
- 3 本委員会会議の決議は、原則として全委員の過半数が出席し（他の委員を代理人とする委任状による出席を含む。）、出席した委員の過半数をもって行う。同数の場合は、委員長が決するところによる。
- 4 第2項または第3項にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、本委員会会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、本委員会会議の決議に代えることができる。この場合、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

（緊急時における危機管理委員会の開催）

第8条 事件・事故・災害・政変等の緊急を要する危機に迅速な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、必要な措置を行うことができる。ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

（運 営）

第9条 本委員会の運営は、本委員会会議の決議に基づき、委員長が執行し、これを本委員会会議に報告する。

- 2 委員長は、本委員会会議の承認を得て、本委員会の主要業務につき、その監督または執行を小委員会に委任することができる。
- 3 小委員会は、1名ないし複数の本委員会委員を構成員とし、委任を受けた業務を遂行し、随時これを委員長および本委員会会議に報告する。
- 4 小委員会は、本委員会会議の承認を得て、本委員会委員以外の者を補助者とすることができる。

（調査小委員会）

第10条 前条により、危機発生時の事実・原因等に関する調査、対処方法または再発防止策の策定等の業務を行わせるため、調査小委員会を設置する場合には、調査対象者との間に利害関係がある者を調査小委員会の委員または補助者とすることはできない。

- 2 委員長は、調査小委員会が担当調査した危機の対処が終了した場合には、当該調査小委員会を解散するものとする。

（費用請求等）

第11条 本委員会は、業務の遂行につき費用を要する場合には、予め、または事後に地区ガバナーに請求し、これを賄う。

2 本委員会は、前項により賄った費用を適正に管理するものとする。

(監 督)

第12条 本委員会の業務、財務等は、地区ガバナーの監督を受けるものとし、本委員会は適宜、本委員会の業務の遂行状況、費用の収支等を地区ガバナーに報告し、地区ガバナーから指示等があった場合には、これに従うものとする。

(庶 務)

第13条 本委員会の庶務は、地区幹事が担当する。

(守秘義務等)

第14条 本委員会委員、小委員会補助者、庶務担当者は、業務の遂行に関し、関係当事者の身体・生命の安全を最優先し、また、人権およびプライバシーの保護に配慮するとともに、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その任務を退いた後も、同様とする。

附則

この規程は、2007年6月1日から施行する。

2018年7月1日一部改正

2022年7月1日一部改正

2025年7月1日一部改正